

川崎市再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市会計年度任用職員の取扱いに関する基本要綱（31川総人第1145号。以下「基本要綱」という。）第22条の規定に基づき、同要綱その他別に定めるもののほか、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）の欠員の代替として任用する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 会計年度任用職員の職名は、再任用短時間代替会計年度任用職員とする。

(業務内容)

第3条 会計年度任用職員は、勤務場所における定年前再任用短時間勤務職員の代替として指定された業務に従事するものとする。

(任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用の期間は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内（定年前再任用短時間勤務職員の欠員が生じる期間の範囲内に限る。）で定めるものとする。

2 基本要綱第5条第2項の規定に基づき、会計年度任用職員の任用の期間を更新することができる期間の範囲は、前項に規定する期間の範囲内とする。

(勤務日、勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び週休日は、基本要綱第7条及び第8条の規定に基づき、業務の必要に応じて設定するものとする。

(給料又は基本報酬の額)

第6条 会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額は、原則として、別表第1に定める職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に応じた相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数(その採用の日前3年間の範囲に限る。以下同じ。)を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務の複雑、困難及び責任の度により同項の規定により難しい会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、総務企画局長と協議の上、別表第2に定める職務の複雑、困難及び責任の度並びに職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に応じた相当する表級号の範囲内において、本市職員としての経験月数を考慮して決定した準用する表級号に定める額に、当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間を38.75時間で除して得た割合を乗じて得た額とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、職務の特殊性等によりこれらの規定により難しい会計年度任用職員の給料又は基本報酬の額については、総務企画局長が別に定めることができる。

(半日単位の年次休暇)

第7条 会計年度任用職員は、1日単位及び時間単位のほか、半日単位の年次休暇を受けることができる。ただし、勤務時間の設定により半日単位の設定が難しい場合は、この限りでない。

2 半日単位の年次休暇は、原則として正午で区分し、2回をもって1日の年次休暇とする。ただし、勤務時間の設定等の事情により正午での区分により難しい場合には、別に区分する時刻を設定するものとする。

(委任)

第8条 基本要綱及びこの要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員に関し必要な事項は、総務企画局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

改正附則

- 1 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第32号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の川崎市再任用短時間代替会計年度任用職員に関する要綱第1条、第3条、第4条第1項並びに第6条第1項及び第2項の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この改正要綱の施行の日前に改正前の要綱第2条第2項の規定により、勤務時間の変更を行っている会計年度任用職員については、任用期間満了の日までの間、なお従前の例による。

別表第 1（第 6 条関係）

職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表	相当する表級号の範囲
行政職給料表（1）	行政職給料表（1）1級24号給～29号給
行政職給料表（2）	行政職給料表（2）1級29号給～34号給
医療職給料表（2）	医療職給料表（2）1級24号給～29号給

別表第 2（第 6 条関係）

職務の複雑、困難及び責任の度	職務の性質が類似する定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表	相当する表級号の範囲
特に高度の知識・経験を有する業務	行政職給料表（1）	行政職給料表（1）2級33号給～38号給
	医療職給料表（2）	医療職給料表（2）2級33号給～38号給
高度の知識・経験・資格を有する業務	行政職給料表（1）	行政職給料表（1）2級25号給～30号給
	医療職給料表（2）	医療職給料表（2）2級25号給～30号給
相当高度の知識・経験・資格を有する業務	行政職給料表（1）	行政職給料表（1）1級30号給～35号給
	医療職給料表（2）	医療職給料表（2）1級30号給～35号給